

○動物質原料の運搬等に関する条例施行規則

昭和三三年三月一日

規則第一七号

動物質原料の運搬等に関する条例施行規則を公布する。

動物質原料の運搬等に関する条例施行規則

動物質原料の運搬に関する条例施行規則(昭和二十八年十一月東京都規則第百八十四号)の全部を改正する。

(書類の提出)

第一条 動物質原料の運搬等に関する条例(昭和三三年東京都条例第三号。以下「条例」という。)の規定によるそれぞれの申請書及び届書は、運搬容器の格納設備の所在地が市町村(八王子市及び町田市を除く。以下同じ。)の区域に存する場合にあつては当該市町村の区域を管轄する保健所長に、東京都の区域外に存する場合にあつては最寄りの市町村の区域を管轄する保健所長に提出しなければならない。

(昭五〇規則五一・全改、平一二規則七七・平一八規則二七九・平二二規則二二二・一部改正)

(営業許可申請)

第二条 条例第三条の動物質原料の運搬業の許可を受けようとする者は、別記第一号様式による申請書に、運搬容器及び運搬用具の洗浄設備及び格納設備の平面図及び見取図並びに定款及び登記事項証明書(法人に限る。)を添えて、提出しなければならない。

(昭四二規則一八二・一部改正、昭五〇規則五一・旧第三条繰上、平五規則五六・平一八規則二七九・一部改正)

(営業許可書)

第三条 知事は、条例第三条の規定により許可をした場合は、別記第一号の二様式による営業許可書を交付する。

(平一二規則七七・全改)

(変更届の様式)

第四条 条例第五条の変更の届出は、別記第二号様式による届書を提出してしなければならない。

(平五規則五六・一部改正)

(変更許可申請の除外)

第五条 条例第六条ただし書の東京都規則で定める軽易な事項は、次に掲げるときとする。

- 一 原皮(生皮を除く。以下本号において同じ。)または獣骨(スープを採取した後の獣骨を除く。以下本号において同じ。)以外の動物質原料の運搬業の許可を受けた者が、原皮または獣骨を運搬するために条例第三条第二号の種類を変更しようとするとき。
- 二 条例第三条第二号の最大運搬数量を減少しようとするとき。

(変更許可申請書の様式)

第六条 条例第六条の変更の許可を受けようとする者は、別記第三号様式による申請書を提出しなければならない。

(昭四二規則一八二・平五規則五六・一部改正)

(運搬容器検査申請書の様式)

第七条 条例第八条及び第十条第二項の運搬容器の検査を受けようとする者は、別記第四号様式による申請書を提出しなければならない。

(運搬容器検査証の様式)

第八条 条例第九条に規定する検査証は、別記第五号様式による。

(再交付申請書の様式)

第九条 条例第十一条第一項の検査証の再交付を受けようとする者は、別記第六号様式による申請書を提出しなければならない。

(休・廃業届書の様式)

第十条 条例第十五条の休業又は廃業の届出は、別記第七号様式による届書を提出してしなければならない。

(平五規則五六・一部改正)

(返納届書の様式)

第十一条 条例第十六条の検査証の返納は、別記第八号様式の届書を提出してしなければならない。

(手数料)

第十二条 条例第十七条第一項第三号の検査手数料は二百円、同項第四号の検査手数料は百円、同項第五号の再交付手数料は百円とする。

(昭五二規則一六八・昭五九規則三三・一部改正)

(検査の証票)

第十三条 条例第十八条第二項に規定する証票は、別記第九号様式による。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和三三年規則第一七六号)

この規則は、昭和三十四年一月一日から施行する。

付 則(昭和三六年規則第一六〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三九年規則第一八二号)

この規則は、昭和三十九年一月一日から施行する。

附 則(昭和五〇年規則第五一号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の動物質原料の運搬等に関する条例施行規則の規定によつて作成した様式の用紙で現に残存するものは、なお当分の間、これを使用することができる。

附 則(昭和五二年規則第一六八号)

この規則は、昭和五十三年一月一日から施行する。

附 則(昭和五九年規則第三三号)

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則(平成元年規則第一〇〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成五年規則第五六号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の動物質原料の運搬等に関する条例施行規則別記第一号様式及び第四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成八年規則第二六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年規則第七七号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第一七七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一八年規則第二七九号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二二年規則第二二二号)

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則(令和元年規則第三〇号)

- 1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別記

第1号様式(第2条関係)

(表)

	年 月 日	
東京都知事 殿		
申請者 住 所		
氏 名		
生年月日 年 月 日生		
〔法人の場合は、その所在地、名称〕 及び代表者の職氏名		
動物質原料運搬業許可申請書		
下記のとおり動物質原料運搬業の許可を受けたいので、動物質原料の運搬等に関する条例第3条の規定により申請します。		
記		
1 運搬する動物質原料の種類及び1日の最大運搬数量		
種 類	1 日 の 最 大 運 搬 数 量	
原 皮(生皮を除く。)	キログラム	
原 皮(生皮に限る。)	キログラム	
獣骨〔スープを採取した後の 獣骨を除く。〕	キログラム	
獣骨〔スープを採取した後の 獣骨に限る。〕	キログラム	
血 液	リットル	
魚 腸 骨	キログラム	
その他()		
2 動物質原料の主たる収集先及び運搬先並びに運搬目的		
(1) 収集先		
(2) 運搬先		
(3) 運搬目的		
化製場	}	へ売却する。
養鶏場・養豚場		
その他()		で処理する。

(日本産業規格A列4番)

(裏)

3 使用する運搬容器の種類、容量及び個数

運 搬 容 器 の 種 類		容 量 (立方メートル)	個 数
容 器 の 形 態	用 材		

4 使用する運搬用具の種類、積載量及び台数

運 搬 用 具 の 種 類	積 載 量(トン)	台 数

5 運搬容器及び運搬用具の洗浄設備及び格納設備の位置、面積及び構造
別紙のとおり

第1号の2様式(第3条関係)

第	号
動物質原料運搬業営業許可書	
申請者 住 所 氏 名	
年 月 日付けで申請のあつた動物質原料運搬業については、動物質原料の運搬等に関する条例第3条の規定により、下記のとおり許可する。	
年 月 日	
印	
記	
1	洗浄設備の設置場所
2	格納設備の設置場所
3	許可条件
4	期 間
	年 月 日から 年 月 日まで

(日本産業規格A列4番)

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則(平成16年東京都規則第345号)別記第1に準じた教示の文を付すこと。

第2号様式(第4条関係)

年 月 日

東京都知事 殿

届出者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

〔法人の場合は、その所在地、名称
及び代表者の職氏名〕

動物質原料運搬業変更届

下記のとおり を変更したので、動物質原料の運搬等に関する条例
第5条の規定により届け出ます。

記

1 変更事項

新

旧

2 変更年月日

3 変更理由

(日本産業規格A列4番)

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

〔法人の場合は、その所在地、名称
及び代表者の職氏名〕

動物質原料運搬業変更許可申請書

下記のとおり変更の許可を受けたいので、動物質原料の運搬等に関する条例第6条の規定により申請します。

記

1 変更事項

新

旧

2 変更予定年月日

3 変更理由

第4号様式(第7条関係)

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

〔法人の場合は、その所在地、
名称及び代表者の職氏名〕

動物質原料運搬容器検査申請書

下記のとおり動物質原料運搬容器の検査を受けたいので、動物質原料の運搬等に関する条例^{第8条}第10条第2項の規定により申請します。

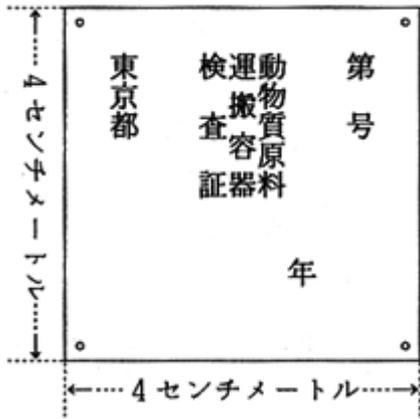
記

容 器 の 形 態	用 材	容 量(立方メートル)	個 数

(日本産業規格A列4番)

第5号様式(第8条関係)

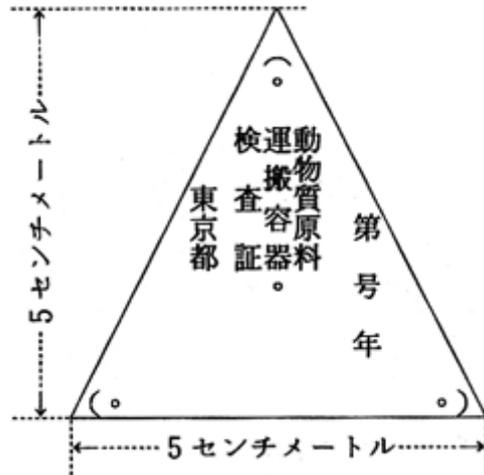
(1)



(2)



(3)



(1) (2) (3)の順に毎年形を変えるものとする。

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

〔法人の場合は、その所在地、名〕
〔称及び代表者の職氏名〕

動物質原料運搬容器検査証再交付申請書

下記のとおり動物質原料運搬容器検査証を亡失(き損)したので、動物質原料の運搬等に関する条例第11条第1項の規定により動物質原料運搬容器検査証の再交付を申請します。

記

- 1 亡失(き損)した枚数
- 2 亡失(き損)した理由
- 3 再交付を受けようとする枚数

年 月 日

東京都知事 殿

届出者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

〔法人の場合は、その所在地、名〕
〔称及び代表者の職氏名〕

動物質原料運搬業休(廃)業届

下記のとおり動物質原料運搬業を休(廃)業したので、動物質原料の運搬等に関する条例第15条の規定により届け出ます。

記

- 1 休(廃)業年月日
- 2 休(廃)業の理由
- 3 休業の場合は、再開予定年月日

年 月 日

東京都知事 殿

届出者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

〔法人の場合は、その所在地、名〕
〔称及び代表者の職氏名〕

動物質原料運搬容器検査証返納届

下記のとおり動物質原料運搬容器検査証が不要になったので、動物質原料の運搬等に関する条例第16条の規定により返納します。

記

1 枚 数

2 理 由

(裏)

動物質原料の運搬等に関する条例(昭和三十三年一月東京都条例
第三号)抜すい
(報告、検査及び質問)
第十八条 知事は、公衆衛生上必要があると認めるときは、運搬業
者その他の関係人から必要な報告を求め、またはその職員をして
動物質原料の運搬の業務に関し、運搬容器、運搬用具、洗浄設備、
格納設備その他の物件を検査させ、若しくは関係人に質問させる
ことができる。
2 前項の場合においては、その職員は、その身分を証明する証票
を携帯し、かつ、関係人の請求があつたときは、これを提示しな
ければならない。

(表)

6センチメートル

第 号
所属
職氏名
年 月 日 発行
動物質原料の運搬等に関する 証 明 書
年 月 日 生
(使用期間一年)
東京都知事
印

ハトメチン28